

佐賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」（令和元年 12 月 23 日決定）における基本的考え方を踏まえ、関係機関や団体を構成員として、官民が協働して佐賀県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む機運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「佐賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「県PF」という。）を設置して就職氷河期世代の支援に取り組んできたが、令和 4 年 12 月 27 日「就職氷河期世代支援の推進に関する新行動計画 2023」が策定され、令和 4 年度までを「第一ステージ」、令和 5 年度からの 2 年間で「第二ステージ」と位置づけて、引き続き県PFを設置することとする。

県PFにおいては、就職氷河期世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換することを通じて、就職氷河期世代の支援に関する社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

県PFは、以下の関係機関をもって構成員とする。

【経済団体】

佐賀県経営者協会
佐賀県商工会議所連合会
佐賀県商工会連合会
佐賀県中小企業団体中央会

【労働団体】

日本労働組合総連合会佐賀県連合会

【支援機関・団体】

特定非営利活動法人 スチューデント・サポート・フェイス
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部
社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会

【市町村】

佐賀市

【行政機関】

佐賀県（労働関係部局、保健福祉関係部局）
佐賀労働局

3 各構成員の役割

上記 2 に記載の各構成員の役割は下記のとおりとする。

（1）行政機関

①佐賀労働局

- ・県P Fとりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・各種支援策の周知広報

②佐賀県（労働関係部局）

- ・県P Fとりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・専門窓口による個別就職支援、就職支援セミナーや企業説明会の開催
- ・福祉と就労をつなぐ県内市町のプラットフォーム（以下「市町P F」という。）との連絡調整
- ・各種支援策の周知広報

③佐賀県（保健福祉関係部局）

- ・市町P Fとの連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町P Fと連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

（2）支援機関・団体

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・職業訓練の充実
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・各種支援策の周知広報
- ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

（3）経済団体、労働団体

- ・企業に対する就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策の周知広報
- ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

4 取組事項

県P Fにおいては、次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

（1）気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む機運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人及びそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定な就労状態にある者

※正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

※統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など

③社会参加に向けた支援を必要とする者

※ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者など

(3) 目標、K P I の設定及び事業実施計画の策定

① 上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標(目指す数値や状態をいう。)を設定するとともに、K P I (当該目標の進捗を毎年度当該地域で把握するための指標をいう。)を可能な限り定量的に設定する。

② 目標を達成するため、事業実施計画を策定する。

③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町 P F との連携

都道府県は、各市町 P F の事務局と連絡調整を図り、市町 P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・経済団体への対応依頼(福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等)
- ・経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援
- ・都道府県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、市町 P F の先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議運営

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとし、この他必要に応じて開催することができるものとする。

6 秘密の保持

県 P F の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

令和2年5月28日

令和5年3月9日改正